

## 国際日本文化研究センター非常勤職員の解雇手続に関する規則

(平成21年7月2日制定)

(趣旨)

**第1条** 国際日本文化研究センター（以下「センター」という。）が雇用する非常勤職員の解雇手続については、大学共同利用機関人間文化研究機構契約職員就業規則第12条及び大学共同利用機関法人人間文化研究機構パートタイム職員就業規則第12条に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(定義)

**第2条** この規則において非常勤職員とは、次の各号に定める者をいう。

- 一 契約職員
- 二 パートタイム職員
- 三 機関研究員
- 四 プロジェクト研究員
- 五 リサーチアシスタント

(委員会組織)

**第3条** 所長は、前条に掲げる非常勤職員に解雇の事由に該当する事実が生じたと思慮するときは、解雇審査委員会（以下「委員会」という。）を設置し、その解雇が不当に行われるものではないことを審査させなければならない。

2 前項の委員会は、センター職員のうちから5名以上7名以下で組織する。ただし、当該者と利害関係があると認められる者は、委員となることができない。

3 前項の委員は、調整会議の同意を得て所長が決定する。

(委員長)

**第4条** 委員会に委員長を置き、委員のうちから所長が指名する。

2 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代行する。

(議事)

**第5条** 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

2 委員会の議事は、出席した委員の過半数を持って決し、可否同数の場合は、委員長の決するところによる。

(審査説明書の交付)

**第6条** 委員会は、審査の事由を記載した説明書を作成し、審査を受ける者に対し交付する。

2 審査を受ける者が前項の説明書を受領した後14日以内に請求した場合、委員会はその者に対し、口頭又は書面で陳述する機会を与える。

3 委員会が必要と認めるときは、必要に応じて委員以外の者に出席を求め、意見を聴くことができる。

(審査結果の報告)

**第7条** 委員会は、当該解雇事由に係る審査を終了したときは、遅滞なくその結果を所長

に報告するものとする。

2 所長は、前項の審査結果に自己の判断を添えて、機構長に報告するものとする。  
(庶務)

**第8条** 委員会の庶務は、管理部総務課において処理する。

## 附 則

この規則は、平成21年7月2日から施行する。